

議案第 38 号

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「災害派遣手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第13条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特殊勤務手当）

第13条の 3 特殊勤務手当の種類は、災害応急作業等手当とする。

2 災害応急作業等手当は、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、職員が災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、一定の作業等に従事したときに支給する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

企業職員への特殊勤務手当を追加するため、条例の一部を改正しようとするものである。